

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会  
令和5年大総務監第36号に関する部会

日時： 令和5年10月26日（木） 18:30～19:30

会場： 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

出席者： 《委員》

曾我智史部会長、阿部彩部会長代理

足立友季世委員、古川知子委員（委員は五十音順）

《大阪市》

○総務局（事務局）

福永監察部長、門井監察課長、宇都宮監察課長代理

議題： (1) 運営要綱の策定について

(2) 諮問事項の確認及び当該事案初動調査概要について

(3) 調査審議計画及び調査手法の検討について

（事務局（門井監察課長））

それでは、ただいまから児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和5年大総務監第36号に関する部会第1回会議を開催いたします。

本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、総務局監察部監察課長の門井と申します。よろしくお願いたします。

失礼して、着席して進行させていただきます。

この第三者委員会は資料3にございますとおり、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本件のような重大事態の対処につきましては、お手元に御用意させていただいております資料8の大阪市いじめ対策基本方針の13ページに記載しておりますけれども、こちらに、いじめによる重大事態の対処としての記載がございます。また、後ほど御覧いただきたいと存じます。

本部会につきましては、令和5年10月4日付で、市長から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付で第三者委員会の委員長より設置されたものでございます。

本日は本部会の第1回の会議となりますが、まず、部会委員の皆様方を御紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定につきまして御議論いただきたいと存じます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について御議論いただく予定としております。

なお、議案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことに

なりますが、資料7にございますとおり、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただくことがございます。そのため、本日この会議におきましても、委員の皆様判断に基づきまして、途中から非公開となる部分があるかと存じます。

それでは、資料1の委員名簿に基づきまして、部会長をはじめ、委員の皆様方のお名前を御紹介させていただきます。

まず、中央、曾我智史部会長でございます。

(曾我部会長)

よろしく申し上げます。

(事務局(門井監察課長))

なお、本部会の部会長につきましては、資料4の児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づきまして、令和5年10月4日付で、第三者委員会委員長により、曾我委員が部会長に指名されておりますのでこの場で御報告申し上げます。

続きまして、足立友季世委員です。

(足立委員)

よろしく申し上げます。

(事務局(門井監察課長))

続きまして、阿部彩委員です。

(阿部部会長代理)

よろしくお願いたします。

(事務局(門井監察課長))

続きまして、古川知子委員でございます。

(古川委員)

よろしくお願いたします。

(事務局(門井監察課長))

続きまして、会議の開催にあたり、総務局監察部長の福永より御挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

(事務局(福永部長))

総務局監察部長の福永です。第三者委員会36号部会、第1回会議の開催にあたりまして、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

失礼して、着席させていただきます。

曾我部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。経験豊富な皆様方に委員の就任を引き受けていただきまして、大変心強く思っております。重ねて厚く御礼申し上げます。

本委員会につきましては、いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが

あると認めるときに、その事実関係を調査、分析すること等を趣旨とするものでございます。

いじめの問題につきましては、社会全体の大きな課題でもあり、ご存じのとおり、学校でのいじめ防止対策は、法律でも地方公共団体の責務とされているところでございます。本市としましては、この課題に真摯に向き合ひまして、教育行政に対する市民の信頼を確保するために、公正中立な第三者の立場であるこの委員会が果たす役割は大変重大であると考えております。

事務局を務めます我々総務局の職員もできる限りサポートさせていただきたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、いじめ防止のための対策が総合的かつ効果的に推進できるよう、専門的な見地から御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局(門井監察課長))

ありがとうございました。

それでは、議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うこととされております。

それでは、恐れ入りますが、議事の進行前に、曾我部会長から一言お願いいたします。

(曾我部会長)

改めて、部会長をさせていただきます曾我です。よろしくお願い申し上げます。

第1回の部会で大体お話ししていることですが、いじめ調査において、事実関係をしっかり調査するというのが基本中の基本ですので、この案件でも、その基本を大切にしていきたいと思っています。

ただ、この案件は初動調査を経た上で詳細調査に移行しているというところがありますので、初動調査との関係をどうするかというのが、また議論しなくてはいけないところであると思うのですが、初動調査の結果を引き継がないということになると思っています。一から資料を私たちの目でしっかり確認した上で、一からしっかり検討し直すといった姿勢になると思っています。それが被害側の御意向に沿うことになると思っていますので、そういう基本をしっかりとしていきたいと思っています。

詳細調査に移行すると、大変ですが、事務局も含めて、皆さんお付き合いいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

(事務局(門井監察課長))

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は曾我部会長にお願いしたいと存じます。なお、監察部長におかれましては、所用によりここで退席させていただきます。

(事務局(福永部長))

すみません。よろしくお願い申し上げます。

(曾我部会長)

それでは、私が議事進行させていただきます。

まず、部会長代理を指名する必要があるまして、部会長代理というのは、私が例えばスケジュールの関係で不在などの場合に、部会の進行をお願いするという立場になるのですが、この部会長代理ですが、阿部委員にお願いしたいと考えています。皆さん、いかがでしょうか。

(足立委員)

異議ありません。

(曾我部会長)

阿部先生、よろしいですか。

(阿部部会長代理)

はい、よろしくお願ひいたします。

(曾我部会長)

異議なしということで。それでは、阿部先生、よろしくお願ひします。

(阿部部会長代理)

お願ひいたします。

(曾我部会長)

続いて、審議に入りますけれども、議題（１）運営要綱の策定についてとなります。

これは、これまで設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を準備していただいているということですので、御説明いただけますでしょうか。お願ひします。

(事務局(宇都宮監察課長代理))

総務局監察部監察課長代理の宇都宮と申します。私から本部会の運営要綱案について御説明いたします。

資料５を御覧ください。

こちらですが、他の部会の運営要綱と同様の内容としておりますが、まず第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。次に、第２条におきましては、大阪市長からの諮問を実施する調査審議の範囲を定めております。第３条におきましては、ウェブ会議の方法による会議の開催について、第４条では会議の招集に関する手続について定めております。第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続について定めております。第６条では議事の進行について、第７条で関係者の出席について、第８条で調査の実施について、第９条で議事録等の作成について定めております。第１０条においては、部会は調査審議を終えた場合は、その結果を報告書として取りまとめ、市長と教育委員会に提出するものとしております。第１１条では委員の守秘義務について、第１２条では委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第１３条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めており、施行日は本日となっております。

説明は以上でございます。

(曾我部会長)

ありがとうございます。

この運営要綱案について、委員の皆さんから御質問や御意見があればお願いします。

特にないでしょうか。一般的なもので、他の部会でも使用されているもので、これまで特に支障はなかったです。

異議がないということで、これで確定ということにさせていただきます。

続いて、傍聴要領です。資料6ですけれども、今、採択しました運営要綱の中に部会の公開についての規定、たしか第5条ですけれども、これを受けた傍聴要領について事務局から説明いただけますでしょうか。

(事務局(宇都宮監察課長代理))

当委員会の傍聴要領について御説明をいたします。

資料6を御覧ください。

こちらの傍聴要領は、一定のルールの下で市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において、傍聴にあたっての手續、第2項において、傍聴者の遵守事項、第3項において、会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

(曾我部会長)

ありがとうございます。

これはこれで確定ということになりますので、これに基づいて傍聴を考えていくということだと思います。ありがとうございます。

続いて、議題の(2)ですね。諮問事項の確認及び当該事案初動調査の概要について議論していくのですが、調査事案の概要について確認する上では、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページの第7の1の(1)のアに該当すると考えられます。この後の議題ですが、個人情報が含まれてきますので、以後、この部会の会議を非公開という扱いにしたいと考えます。皆さん、御意見いかがでしょうか。

(古川委員)

異議なしです。

(足立委員)

異議なしです。

(阿部部会長代理)

異議なしです。

(曾我部会長)

異議なしということで、以後、非公開とさせていただきます。

- 諮問事項の確認及び当該事案初動調査概要について
  - ・ 諮問事項について確認し、初動調査概要について検討した
  
- 調査審議計画及び調査手法の検討について
  - ・ 調査審議計画について議論し、今後の調査予定について確認した
  
- 次回会議について
  - ・ 次回会議は個人情報を取り扱うため冒頭より非公開とすることを確認した
  - ・ 次回以降の会議の日程調整を実施した